

地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編））の
 主な改訂箇所説明資料

Ver.	更新日	項目番号	項目名	ページ	改訂内容
2.1	R8.3.27	—	—	—	リンク切れのURLは、同内容のものが掲載されている場合はURLや名称を更新した。また、法律等の記載で改定されているものについては改定後の情報に修正した。
2.1	R8.3.27	—	—	iii、viii、60	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）の削除に伴い、当該事例集の紹介を削除した。
2.1	R8.3.27	1-1	地球温暖化をめぐる動向	4	(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定版の地域脱炭素ロードマップは、令和7年2月18日閣議決定の地球温暖化対策計画の中に位置付ける形で更新（第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ））されたため、その内容を追記した。
2.1	R8.3.27	1-2-3	事務事業編の策定による効果	10	(1)地方公共団体自身への効果 財政部局において、PPAの手法を追記し、防災部局において、蓄電池導入を追記した。
2.1	R8.3.27	3-2-3	予算不足対応へのポイント	47	【コラム】地方債の活用について 脱炭素化推進事業債の事業期間が令和12年度まで延長されたことを追記した。
2.1	R8.3.27	4-3-1	総論	104	(4)目標年度及び基準年度について 基準年度を直近の年度に設定する場合の例として、震災等の影響によるデータ欠損があることを追記した。
2.1	R8.3.27	4-4-3	建築物	186	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現 R7.2閣議決定の政府実行計画の内容に更新した。
2.1	R8.3.27	4-4-3	建築物	191	(2)1)③計画的な省エネ改修の実施 R7.2閣議決定の政府実行計画の内容に更新した。
2.0	R7.3.31	—	—	—	マニュアルの名称を「本編」から「詳細版（旧・本編）」に変更した。また、バージョン数（今回の改定でVer.2.0とした）を追記した。
2.0	R7.3.31	—	—	—	リンク切れのURLは、同内容のものが掲載されている場合はURLのみ更新、同内容のものが削除されているものについてはURLのみ削除した。また、法律等の記載で改正されているものは改正後の情報に修正した。
2.0	R7.3.31	—	—	—	「地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和7年2月18日閣議決定）」及び「第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）」を受けて、マニュアル内の関連部分を追記・修正した。
2.0	R7.3.31	本マニュアルの使い方	—	—	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルの構成について簡易版、ひな形、詳細版（旧・本編）の位置付けを修正した。
2.0	R7.3.31	1-2-4	事務事業編と関連性の深い他の制度など	14	(1)自らのエネルギー消費量・温室効果ガスの排出量の把握や削減のための取組と関連性が深い制度図1-4「温室効果ガス総排出量」と算定・報告・公表制度の対象範囲の概念図を更新した。
2.0	R7.3.31	4-1-2	事務事業編の対象とする範囲	53	(1)基本的な考え方図4-1事務事業編の対象範囲及び関連制度の対象範囲との関係の図を更新した。
2.0	R7.3.31	4-1-2	事務事業編の対象とする範囲	54	(2)事務事業編の対象範囲及び温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の整理図4-2事務事業編の対象範囲と温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の判定フローの図を更新した。
2.0	R7.3.31	4-1-2	事務事業編の対象とする範囲	58	(2)事務事業編の対象範囲及び温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の整理②事務事業編の対象となる施設・設備の整理において、「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる施設の判断基準となる「エネルギー管理権限を有する範囲」の説明を追記した。
2.0	R7.3.31	4-1-2	事務事業編の対象とする範囲	58	(2)事務事業編の対象範囲及び温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法の整理②事務事業編の対象となる施設・設備の整理の「地方独立行政法人法」の扱いを追記した。
2.0	R7.3.31	4-1-5	事務事業編の関連計画等	65	図4-3の上位計画や関連計画の位置づけの例の図を更新した。
2.0	R7.3.31	4-2-1	基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握の進め方	70	(1)「温室効果ガス総排出量」とは1)ガス別の温室効果ガス排出量に、事業者別排出係数の内容の変更に伴い<事業者別の排出係数>の項目を新設した。
2.0	R7.3.31	4-2-1	基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握の進め方	74	(2)「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲に、3) 排出量の小さい対象活動の取扱いの項目を新設し、微少な排出量の取扱い方針を示した。

Ver.	更新日	項目番号	項目名	ページ	改訂内容
2.0	R7.3.31	4-2-4	基礎データの更新・拡 充及び「温室効果ガス 総排出量」の算定	87	(3)カーボン・クレジット等の温室効果ガス排出量への反映の項目を 新設し、カーボン・クレジットの取扱い方針を示した。
2.0	R7.3.31	4-3-1	総論	99	(1)事務事業編で設定する目標について図4-13を更新した。
2.0	R7.3.31	4-3-2	「温室効果ガス総排出 量」の削減目標の設定 の進め方	107	<(i)期待される目標水準の検討> 政府実行計画の目標を 踏まえた目標設定について追記した。
2.0	R7.3.31	4-3-2	「温室効果ガス総排出 量」の削減目標の設定 の進め方	121	(2)削減ポテンシャルの積上げに基づく目標水準の検討1)基本的 な考え方③施設の新設・改廃等による増減及び個別の事業分野 での計画に基づく増減「施設等の新設・改廃等…」の後に当該施 設が稼働していた年度においては排出量の算定対象となる旨を追 記した。
2.0	R7.3.31	4-6	事務事業編の策定・改 定及び公表	266,267	(3)事務事業編の実施状況の公表 点検・評価結果（措置の実 施状況）の公表イメージ（一例）にカーボン・クレジット関連部分 の公表イメージを追記した。

※本資料は、前回実施した大規模更新から最新までの更新内容を記載します。（例：現在がVer2.2の場合、Ver2.0以降の更新内容を記載しま
す。）